

原案可決

議提議案第 11 号

地方財政の健全化維持に関する意見書

先日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」が閣議決定された。地方分権改革について、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し」と記述され「一括法」制定の方向が明確になった。

また、国と地方の役割分担の見直し、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて、具体的内容や改革時期等は明らかにされなかったものの、一体的に改革するという方針が示された。

については、第一に、地方交付税について、「現行法定率を堅持し、地方の財政収支の状況を踏まえて適切に対処する」とされたことは、地方財政の円滑な運営に資するものと考えている。具体的な総額については、今後の検討に委ねられることとなったが、住民生活に必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるよう強く求めるものである。

第二に、歳出の各分野について、削減方針等が示されたが、我々地方自治体は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意である。地方分権改革に終わりはない。「新たな挑戦の 10 年」に向けた更なる改革への取り組みとして①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という三つの優先課題を設けているが、地方分権改革がすべての課題の基礎となるものであることを十分認識すべきである。

よって、政府においては、地方財政に関する改革の見通しを明らかにするとともに、地方の行政任務に応じた財源保障を確実に行うなど、真の地方分権の確立及び地方財政の自立につながるものとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 7 月 24 日

熊谷市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政策)	様

提出者	議員	滝沢肇
〃	〃	小林甚一
〃	〃	栗原健昇
〃	〃	大久保照夫
〃	〃	泉二良
〃	〃	松本亘
〃	〃	林真佐子
〃	〃	岡村文男
〃	〃	牛込志津江
〃	〃	石橋咲子